

報告第4号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和8年6月2日提出

沼田市長 星 野 稔

第9号

専決処分書

沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部
を改正する条例について

沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正す
る。

上記、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分
する。

令和8年3月31日

沼田市長 星 野 稔

沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部
を改正する条例

沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成28年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、「及び償却資産」の次に「（所得税法施行令第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行し、令和9年度以降の固定資産税について適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例第2条の規定は、令和8年4月1日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。